



🏠 新築・建売住宅取得

対象者 住宅に居住し、住宅の登記名義人となる方。

対象住宅 ①新築または建売住宅（新築物件）
②敷地内に危険なブロック塀等が無い事
※危険ブロック塀撤去事業補助金申請との併用可能

奨励金額

〈基本奨励金〉 10万円

〈加算奨励金〉

★市内業者	20万円	市内に事務所がある住宅建設関連事業者
★転入者	50万円	転入後2年以内の方で住宅の名義人となる方 ※再転入の方は、再転入以前に他市町に継続して2年を超えて住所を定めた方に限ります。
★子育て世帯	30万円	子 [※] がいる世帯
★三世帯同居世帯	30万円	子 [※] 、親、祖父母等のいる世帯（同一敷地内に居住する場合も含む）
★若者世帯	30万円	申請日において35歳以下で住宅の名義人となる方
★女性応援	30万円	女性で単独名義人となる方
★居住誘導区域	30万円	羽咋市立地適正化計画で定める居住誘導区域内に住宅を取得する方 ※子：交付申請年度の4月1日時点で18歳未満。工事請負契約日において妊娠中の場合も対象です。

🏠 三世帯同居の増築・改修

対象者 三世帯同居世帯（子[※]、親、祖父母等のいる世帯）の世帯員で、
増築・改修をする住宅に居住し、増築・改修の費用を支払う方

※子は交付申請年度の4月1日時点で18歳未満。工事請負契約日において妊娠中の場合も対象です。

対象住宅 次の①～④すべてに該当するものが対象となります。
①昭和56年6月1日以降の新耐震基準を満たす住宅
（改修済み又は改修予定の住宅を含みます。）

②敷地内に危険なブロック塀等が無い事
※危険ブロック塀撤去事業補助金申請との併用可能

③増築・改修費用が300万円以上の工事
④三世帯で生活するための増築・間取り変更や設備の増設等

奨励金額 一律50万円※昭和56年5月31日以前に建てられた住宅については、耐震住宅リフォーム支援事業を併用活用することで少額の自己負担で安全性・快適性を確保することができます。（最大220万円助成）

●申請手続きの流れ

奨励金の助成を受けるには、工事着工前と工事完了後に手続きが必要となります。

- ①市へ認定申請 **工事着工前**（建売住宅を購入した場合は契約後60日以内）
- ②市からの対象住宅認定
- ③工事完了→費用支払/転入・転居/登記
- ④市へ交付申請
- ⑤商品券・現金の交付※助成は20万円までは地域商品券（羽咋市商工会が発行するUFO商品券）、残りは現金で支給します。

- ★注意 ● **必ず工事着工前**（建売購入を除く）に認定申請を提出して下さい。
いかなる理由によりましても**工事着工後の申請は受け付けません**のでご注意ください。
●工事が完了しましたら、④の交付申請が必要となりますので、忘れずに提出して下さい。
交付申請を提出し、市から交付決定を受けた後に奨励金が交付されます。